

豊橋技術科学大学と岐阜工業高等専門学校、沼津工業高等専門学校、豊田工業高等専門学校、鳥羽商船高等専門学校、鈴鹿工業高等専門学校との教育研究交流に関する協定書

豊橋技術科学大学（以下「甲」という。）と岐阜工業高等専門学校（以下「乙1」という。）、沼津工業高等専門学校（以下「乙2」という。）、豊田工業高等専門学校（以下「乙3」という。）、鳥羽商船高等専門学校（以下「乙4」という。）、鈴鹿工業高等専門学校（以下「乙5」という。）は、教育及び学術研究上の協力関係を推進するための協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙1、乙2、乙3、乙4、乙5（以下「乙」と総称とする。）が包括的な連携・協力のもと、教育及び学術研究を推進するため、相互に交流を行うことを目的とする。

（交流事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について相互に交流を行う。

- （1）教育連携及び共同研究等の実施とこれに伴う学生、教員の交流
- （2）両者が相互に関心を有する分野における情報及び資料の提供
- （3）その他必要と認める事項

（交流の実施）

第3条 前条に掲げる交流事項を実施する際において、費用負担等については、事前に甲と乙が協議するものとする。

（期間）

第4条 この協定書の有効期間は、平成23年 7月 1日から5年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の6カ月前までに、甲と乙のいずれから改廃の申し入れがない場合には、自動的に更新される。

（その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、交流の具体的事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

本協定書は6通作成し、甲と乙がそれぞれ1通を保有する。

平成23年 7月 1日

(甲)

国立大学法人

豊橋技術科学大学長

神 佳之

(乙1)

独立行政法人国立高等専門学校機構

岐阜工業高等専門学校長

北田敏廣

(乙2)

独立行政法人国立高等専門学校機構

沼津工業高等専門学校長

柳下福藏

(乙3)

独立行政法人国立高等専門学校機構

豊田工業高等専門学校長

高井吉明

(乙4)

独立行政法人国立高等専門学校機構

鳥羽商船高等専門学校長

藤田稔彦

(乙5)

独立行政法人国立高等専門学校機構

鈴鹿工業高等専門学校長

高橋誠記